私は藤枝市民主商工会はじめ市内6団体から本議会に提出された請第3号、消費税増税の撤回を求める意見書提出を求める請願に賛成し、本請願を不採択とした総務文教常任委員会の決定に反対する討論を行います。

4月の８％増税によって国民の生活は大変な影響を受けました。増税後の4～6月までのGDP数値は、特に6割を占める個人消費が大きく落ち込んでおり、7～9月までの数値でもその傾向は続き、政府がいう「想定内」とか「駆け込み需要の反動」といった次元ではなく日本経済を長期に渡って不況下に置く最悪の結果を招きました。

消費税は、一見公平な税制などと言われますが、庶民いじめ、中小企業つぶしの不公平きわまる税制です。収入の少ない人はその大半を消費に回さなければ生活できず、否応なく収入の大半に課税される、立場の弱い中小企業は元請から「消費税分くらいサービスしろ、そうしなければ取引しない」と言われればそれをのまざるを得ず、利益がなくても従業員の給料を減らし家族の保険を解約して売り上げがある限り「身銭を切って」納税しているのが実態です。

一方で、大企業も消費税を納税しますが、簡単に商品に転嫁できますので実質の負担はゼロです。そればかりか、製品を海外に輸出できる大企業は国内の製造段階で消費税を負担していなくても海外には消費税がないという理由で2013年には上位20社が総額8864億円の還付を受けこれは丸儲けです。さらに消費税が上がれば儲かる仕組みになっています。収入がたくさんあるお金持ち世帯は、そのわずかを消費に回すだけで生活できまので、収入の大半を消費しなければ生活できない貧乏人や中小企業ほど負担割合が重いという最悪の不公平税制といわれる所以です。

他にも、消費税制度導入当初より今日まで言われてきた「社会保障のため、少子高齢化社会のため」「財政再建のため、将来の子供たちにツケを回さない」といった一見聞こえのいいこの言葉も、この間の社会保障はどうだったか。年金は下がる、国保は上がる、特養の待機者も減らない、等々、良くなるどころか悪くなる一方、国の財政も消費税収は増えるが増税によって景気悪化を招き税収全体が落ちる悪循環を招き、1997年３％から５％に増税された際はそれまでの国の借金は400兆円でしたが、増税後の不景気で借金は600兆円を超える額に膨れ上がった、今では1000兆円を超える規模になっており、消費税増税は財政再建のためにはならない、この歴史の教訓に学ぶべきであります。今こそ活かし庶民から一番取りやすい消費税ばかりに財源を求めるのではなく、行き過ぎた富裕層や大企業減税を改め、ゆとりあるところに応分の負担を求める税の大原則である応能負担の税制改革を行い、国民が増税不況に苦しめられないよう政治がその責任をとるべきであります。

増税の影響をもろに受けている中小企業の代表である民主商工会、自分が作った作物の価格決定権をもたない一方で製品を制作の際に課税させられている農民組合、どん底の経営状況から医師看護師不足の中でも必死に働いてきて9年ぶりに8千万の黒字を達成しながら増税の途端に6千万の赤字見込みとなる藤枝市立総合病院の労働組合の皆さんが、必死の思いで国に対し藤枝市議会が増税撤回を求める意見書を国に提出してくださいと請願を出すのは至極当然であります。

しかしながら本請願を実質的に審議した総務文教委員会の審査の状況は、私も全てを録音で確認しましたが、基本的に市民の声を真正面から捉えず、末梢的な事で否決することを主眼に置いた審査内容であったと指摘せざるを得ないものでした。

本会議での私の趣旨説明に対する質問は二つありました。一つは、請願は消費税増税の撤回を求める意見書提出を求める請願となっているが、それに添付されている意見書案は消費税１０％増税の中止を求める意見書案になっている、撤回と中止と異なっているのが問題ではないかというものです。

本会議で私の趣旨説明に対する質疑でも同様の質問がありましたが、消費税制度そのものを中止せよとかそういうことを言っているのではなく、請願の内容は現時点で１０％の再増税をやめてもらいたいという意見書を提出してもらいたいという請願書であり意見書案です。中止にせよ、撤回せよ、どちらでも十分その趣旨は通じる話ではありませんか。

100歩譲って、仮に撤回と中止が一緒でなければならないというのであるならば、請願審査後に議会で意見書を協議・作成する際に撤回か中止かを一致させればいいことであって、こうした事は議会制民主主義の下で行われている当然のことであり、請願者から出された案の言葉尻をとらえて請願全体に問題があるような理由を持ち出すべきではありません。

もう1点は、１０％再増税を引き金とした衆議院解散総選挙となり、状況が変わってきているから今審議するのはどうかというものです。

この点も趣旨説明の際の質疑にお答えしていますが、確かに政府は「１０％増税を国民に信を問う」などと言っておりますが、一方で2017年には必ず再増税をやると言っているのです。現在は、消費税法の附則に景気条項といったものがあり「不景気の場合は増税の中止等の措置を政府の判断で行うことができる」とされているのに、それすらも投げ捨ててどんなに不景気でもやると言っているのです。委員会審議の中で１委員から延期の間の経済政策でどうなるかわからない、不況から脱しない状況で増税をすることを国民は許さないのではないかという意見がありましたが、国民の反対がどんなに強くあろうが何が何でもやる姿勢なのです。請願の主旨である１０％再増税の撤回中止を求める現在の政治状況は、解散前と比較してさらにその必要性が増してきているのではありませんか。

常任委員会では請願を不採択とするべく討論すら行われませんでした。紹介議員の大石議員が時間をとって調整してもいいから、反対者がまずその立場を述べるべきだと討論を促しても行われず、数の力で不採択とし請願を葬り去りました。こうした委員会審議の在り方は、藤枝市議会自らが定めた議会基本条例の基本理念「市民の意思をふまえた徹底した議論を尽くす」すら投げ捨てる暴挙であると厳しく指摘せざるを得ないものであります。以上の理由で、本請願を採択すべきであり、委員会不採択に反対する討論といたします。